

豊能町奨学資金申請のしおり

豊能町教育委員会事務局（豊能町余野414番地の1）
教育総務課 ☎072-739-3426

豊能町奨学資金制度は、経済的理由のために修学が困難な方に学資を貸与して教育の機会均等を図ることを目的としています。

奨学資金は貸与ですので、将来的に返還が伴いますので、応募については、保護者等と十分に相談してください。

《 奨学資金の貸与金額等 》

区 分	貸与月額	募集人数
高等学校 特別支援学校の高等部 高等専門学校（第3学年まで）	12,000円	若干名
専修学校の高等課程	12,000円	若干名
大学（大学院を除く） 高等専門学校（第4学年以降）	25,000円	若干名
専修学校の専門課程	25,000円	若干名

※貸与期間は、その学校における正規の修学期間とします。

《 奨学生となる資格 》

次の各項目に該当する方を対象とします。

- (1) 保護者等が豊能町に居住し、かつ住民登録されている方
- (2) 上記表中の学校（※学校教育法第1条の規定によるもの）に在学している方
- (3) 経済的理由により修学が困難と認められる方

《 申請の手続き 》

下記のとおり書類を提出してください。

- (1) 提出書類（添付の「提出書類について」をご参照ください。）

- ① 奨学資金申請書（様式第1号）
- ② 奨学生推薦書（様式第2号）
- ③ 在学証明書または入学許可証明書
- ④ 世帯の住民票謄本
- ⑤ 収入に関する証明書

- (2) 提出先 豊能町教育委員会事務局教育総務課

- (3) 受付期間 4月1日～6月30日

※ 土曜、日曜、祝日を除く

受付時間 午前9時～午後5時30分

《 選考結果の通知 》

選考の結果は、7月頃に申請者に通知します。

奨学生に決定した方には、振込依頼書等必要書類を提出していただきます。

《 奨学資金の貸与 》

奨学資金は、年3回（7月、10月、1月）に4カ月分ずつまとめて振り込みます。

《 奨学資金の返還 》

奨学資金の貸与が終了すると、下記のとおり**返還手続き**が必要となります。

- (1) 貸与終了後、借受人（奨学生であった方）は、連帯保証人と連署の上、借用証書、返還計画書等を提出しなければなりません。
- (2) 奨学資金は、貸与終了後6カ月を経過してから**10年以内**に、規則および返還計画書に基づいて返還していただきます。
- (3) 無利息です。

※返還金の納付月は、年賦の場合は12月、半年賦の場合は8月と12月です。

[例1] 高校3年間に貸与された奨学資金を10年で返還する場合

(貸与総額) $12,000\text{円}/\text{月} \times 12\text{カ月} \times 3\text{年} = 432,000\text{円}$

(年 賦) $432,000\text{円} \div 10\text{年} = \underline{43,200\text{円}} (12\text{月})$

(半年 賦) $432,000\text{円} \div 10\text{年} \div 2\text{回} = \underline{21,600\text{円}} (8\text{月} \cdot 12\text{月})$

[例2] 大学4年間に貸与された奨学資金を10年で返還する場合

(貸与総額) $25,000\text{円}/\text{月} \times 12\text{カ月} \times 4\text{年} = 1,200,000\text{円}$

(年 賦) $1,200,000\text{円} \div 10\text{年} = \underline{120,000\text{円}} (12\text{月})$

(半年 賦) $1,200,000\text{円} \div 10\text{年} \div 2\text{回} = \underline{60,000\text{円}} (8\text{月} \cdot 12\text{月})$

《 奨学資金返還の猶予、免除 》

次のような場合には、奨学資金の返還を猶予または免除することがあります。

- (1) 借受人（奨学生であった方）本人が死亡したとき。
- (2) 前ページ表中の学校等に在学し、かつ、収入がないとき。
- (3) 疾病その他正当な理由により、返還が著しく困難であると認められるとき。

《 報告義務 》

奨学生の方は、毎年5月末日までに、在学証明書を提出してください（貸与開始後2年目から）。

また、下記に該当する場合には随時連絡してください。所定の書類を提出していただきます。

- (1) 奨学生が休学または転校したとき。
- (2) 前ページ《 奨学生となる資格 》に該当しなくなったとき。
- (3) 奨学生、借受人またはその保護者等の住所その他重要な事項に変更があったとき。

提出書類について

①奨学資金申請書（様式第1号）の記入について

申請書は、次の点に注意して、ありのままを具体的に書いてください。記述内容が事実と違っている場合は、貸与が始まった後であっても直ちに決定を取り消し、それまでに貸与した奨学資金はすべて即時返還していただきます。

- ◎ 申請書の太枠内を記入してください。
- ◎ ※欄は、該当する項目に○印を記入してください。
- ◎ 住所欄は、上段には豊能町内の住所を、下宿先等が決定している場合はその住所を下段に記入してください。
- ◎ 卒業予定年月は、その学校における正規の修学期間の終了する年月を記入してください。
- ◎ 奨学資金を希望する理由は、できる限り具体的に記入し、参考になる資料や証明書がある場合はそれらを添付してください。
- ◎ 家族構成欄は、申請者の保護者等と生計を同じくする方全員について記入してください。年収（見込み）は、収入のある方すべてについて、定収入のほか、年金、預金利子なども漏れなく記入してください。また、すでに決定している奨学資金がある場合もご記入ください（重複申請可能です）。

②奨学生推薦書（様式第2号）の作成について

推薦書の作成は、在籍校に依頼してください。ただし、新入学者は、卒業校に依頼しても結構です。

③～⑤ 各証明書等の提出について

在学証明書等

現在（申請時）在学している学校で証明を受けてください。

住民票謄本等

保護者等の住所と、保護者等と申請者の続柄を証明するもの。申請者が転出している場合は、住民票除票を添付するか、戸籍謄本を提出してください。

収入に関する証明書

収入のある方すべての方について、「所得（課税）証明書」を提出してください。

※「源泉徴収票」は収入に関する証明書として使用できません。

なお、事務手続きにかかる証明書手数料等の費用は、申請者のご負担となりますのでご了承ください。